

2 教務職員の昇格申請方法、昇格基準及び昇格状況

(1) 昇格申請方法

昇格については、各所属からの推薦（学校法人東京農業大学教務職員昇格資格審査申請細則（以下「申請細則」という。）第5条によるもの）及び自己申請（申請細則第8条によるもの）の方法がある。

なお、自己申請については、教職員組合とも次のとおり覚書を交わしている。

「大学教務職員の昇格に関する覚書」により、「大学教務職員は、所属長の推薦によるほか本学において、①助手の講師昇格は大学卒業満7年以上、②講師の助教授昇格は講師満5年以上、③助教授の教授昇格は助教授満3年以上、の勤続年数に達することにより昇格資格審査の申請をすることができる。」としている。

申請細則第4条に基づく「申請のための補足資料」が、法人総務部長から事務局長に年2回（5月、11月）届けられる。この補足資料は、関係所属長宛に事務局長から回付される。所属長は、10月1日付昇格人事、4月1日付昇格人事のそれぞれに応じて昇格申請の手続きを行うことになっている。

(2) 昇格基準

上記の採用基準に準ずる。

(3) 昇格状況

平成9年度における昇格状況は、助教授から教授への昇格3名である。